

別表

確認検査業務手数料

令和6年4月1日

(単位：円)

別表第1 確認申請手数料(第2条関係)

床面積の合計 (㎡)	手数料の額/棟 ※1	
	建物の用途等	
	一戸建て住宅(木造に限る)	左記以外
0 ~ 100㎡以内	40,000	49,000
100超 ~ 200㎡以内	50,000	65,000
200超 ~ 300㎡以内	70,000	90,000
300超 ~ 500㎡以内	76,000	95,000
500超 ~ 1,000㎡以内		180,000
1,000超 ~ 2,000㎡以内		230,000
2,000超 ~ 3,000㎡以内		310,000
3,000超 ~ 4,000㎡以内		360,000
4,000超 ~ 5,000㎡以内		410,000
5,000超 ~ 6,000㎡以内		470,000
6,000超 ~ 8,000㎡以内		550,000
8,000超 ~ 10,000㎡以内		600,000
10,000超 ~ 20,000㎡以内		700,000
20,000超 ~ 30,000㎡以内		800,000
30,000超 ~ 40,000㎡以内		900,000
40,000超 ~ 50,000㎡以内		1,000,000
50,000超 ~ 100,000㎡以内		1,450,000
100,000超 ~ 200,000㎡以内		1,900,000
200,000超 ~ 300,000㎡以内		2,300,000
300,000超 ~		3,000,000

- 1、別棟増築の場合の確認申請手数料は、申請部分の延床面積（既存建物を除く）の合計にて算定する。
- 2、用途変更の申請手数料は申請部分の床面積と申請部分以外（審査対象部分に限る）の床面積を合計した床面積にて算定する
- 3、増築により既存建築物（既存不適格建築物を含む）の遡及適用がある審査は、増築に係る部分の床面積の合計と、当該遡及適用がある既存部分の床面積を合計した面積にて算定する。
- 4、改築、移転、大規模の修繕及び模様替の対象面積は、当該計画に係る部分の床面積と審査を必要とする他の部分の床面積の合計した面積にて算定する。

※計画変更申請手数料

- 1、計画変更確認申請手数料は、別表第1の確認申請手数料の7割にて算定する。
- 2、大規模に変更して建築する場合は、別表第1の確認申請手数料の9割にて算定する。
- 3、明らかに変更内容が小規模な計画変更の場合は、別表第1の確認申請手数料の4割にて算定する。
- 4、ABN以外で確認を受けた計画変更申請は、新しい確認申請とみなし手数料を算定する。
上記1~4には計画変更の部分に別表第8の加算審査項目の審査を要する場合は、当該規定による手数料を加算する。

別表第8 加算手数料の審査項目（第15条関係）

（単位：円）

加算審査項目	加算手数料
構造計算（延床面積200㎡以下）※2	25,000（20,000 ※3）
構造計算（延床面積500㎡以下）※2	35,000（30,000 ※3）
構造の仕様規定等 ※2	15,000
構造計算適合性判定が必要な建築物の図書の整合※2	10,000
構造計算上別棟 （n：構造計算を要する構造上の総棟数）	確認申請手数料の2割×（n-1）
構造計算一貫プログラムによらないもの （MIDAS、GEN、Multiframe、FAP-3等）	確認申請手数料の4割
特定天井等（特定天井、落下防止措置）	確認申請手数料の2割
免震構造・限界耐力計算（大臣認定を除く）	40,000
天空率 斜線規制（道路、隣地、北側）毎に右欄を加算	確認申請手数料の2割
日影図	確認申請手数料の1割
延焼防止建築物等 （令136条の2第一号口、第二号口）	確認申請手数料の2割
木造3階建共同住宅	確認申請手数料の2割
避難・耐火・防火区画性能検証法（大臣認定は除く）	確認申請手数料の2割 （全館避難と耐火性能は3割）
バリアフリー条例等（関係規定）	10,000
浄化槽	5,000
あらかじめ検討	確認申請手数料の2割 （下限金額 30,000）
申請図書に不備が多く審査困難等と判断した場合※4	確認申請手数料の5割

- ※1 同一敷地内に複数の主要用途種別（付属建築物を除く）が別棟である場合の確認申請手数料は、主要用途種別である最大の延床面積の棟以外で主要用途種別である棟の床面積ごとに、確認申請手数料の額の2割を加算する。（棟の延床面積が200㎡以下、又は一団地認定等は除く）
- ※2 混構造の場合は、構造別で床面積の少ない方の構造の延床面積を加算する。
- ※2 構造上の棟毎に加算する。
- ※3 一戸建住宅（併用住宅は住宅部分の床面積が1/2以上に限る）、長屋住宅及び共同住宅（全て木造に限る）
- ※4 審査をするにあたり不足部分が多く、通常より時間や労力がかかる提出図書について加算する。

ルート2基準審査手数料

（単位：円）

床面積の合計	加算手数料
0 ～ 1,000㎡以内	140,000
1,000超 ～ 2,000㎡以内	180,000
2,000超 ～ 10,000㎡以内	200,000
10,000超 ～ 50,000㎡以内	280,000
50,000㎡超 ～	350,000

完了検査手数料

1、完了検査において省エネ適合性判定に係る建築物の検査がある場合は、法別表第3の手数料の額の加算手数料を加算する。

その他手続きの手数料

(単位：円)

項目内容	加算手数料
軽微な変更説明書（省エネ適合性判定の場合）	3,000（ルートA:3,000、ルートB：ABN建築物エネルギー消費性能適合性判定業務（税抜）×30%）
確認申請書記載事項変更届（誤記訂正）	3,000
建築主・工事監理者・工事施工者（変更）届	3,000
・帳簿記載事項証明書発行手数料 ・バイク便手配手数料（実費に右記加算を含む）	10,000

別表第2 中間検査手数料（第6条関係）

(単位：円)

床面積の合計（㎡）	手数料の額/棟 ※1	
	建物の用途等	
	一戸建て住宅（木造に限る）	左記以外
0 ～ 100㎡以内	40,000	53,000
100超 ～ 200㎡以内	50,000	68,000
200超 ～ 300㎡以内	65,000	78,000
300超 ～ 500㎡以内	70,000	83,000
500超 ～ 1,000㎡以内		120,000
1,000超 ～ 2,000㎡以内		160,000
2,000超 ～ 3,000㎡以内		180,000
3,000超 ～ 4,000㎡以内		190,000
4,000超 ～ 5,000㎡以内		210,000
5,000超 ～ 6,000㎡以内		250,000
6,000超 ～ 8,000㎡以内		280,000
8,000超 ～ 10,000㎡以内		320,000
10,000超 ～ 20,000㎡以内		370,000
20,000超 ～ 30,000㎡以内		430,000
30,000超 ～ 40,000㎡以内		480,000
40,000超 ～ 50,000㎡以内		560,000
50,000超 ～ 100,000㎡以内		730,000
100,000超 ～ 200,000㎡以内		1,100,000
200,000超 ～ 300,000㎡以内		1,300,000
300,000超 ～		1,600,000

1、中間検査において、建築主等の都合により、検査予定日の変更、又は取消があった場合には、次のとおり手数料を徴収することができる。

- ・検査予定日の当日 手数料の全額
- ・検査予定日の前日、前々日 手数料の2割

別表第3 完了検査手数料（第8条関係）

（単位：円）

床面積の合計（㎡）	手数料の額/棟 ※1		
	建物の用途等		
	一戸建て住宅 （木造に限る）	左記以外	加算手数料 ※2 （省エネ適判あり）
0 ～ 100㎡以内	43,000	58,000	
100超 ～ 200㎡以内	53,000	68,000	
200超 ～ 300㎡以内	75,000	88,000	
300超 ～ 500㎡以内	80,000	95,000	25,000
500超 ～ 1,000㎡以内		150,000	35,000
1,000超 ～ 2,000㎡以内		180,000	45,000
2,000超 ～ 3,000㎡以内		220,000	58,000
3,000超 ～ 4,000㎡以内		250,000	63,000
4,000超 ～ 5,000㎡以内		280,000	68,000
5,000超 ～ 6,000㎡以内		330,000	75,000
6,000超 ～ 8,000㎡以内		360,000	80,000
8,000超 ～ 10,000㎡以内		430,000	85,000
10,000超 ～ 20,000㎡以内		500,000	105,000
20,000超 ～ 30,000㎡以内		600,000	125,000
30,000超 ～ 40,000㎡以内		700,000	145,000
40,000超 ～ 50,000㎡以内		800,000	165,000
50,000超 ～ 100,000㎡以内		950,000	190,000
100,000超 ～ 200,000㎡以内		1,250,000	230,000
200,000超 ～ 300,000㎡以内		1,500,000	280,000
300,000超 ～		1,800,000	360,000

- 省エネ適合性判定を必要とする増改築において既存部分のBEI値に規定値を使用する場合は、既存部分の床面積を除いた床面積の合計の欄とする。ただし、規定値を使用しない場合は、既存部分を含めた建築物全体の床面積の合計の欄とする。
- 完了検査において、建築主等の都合により、検査予定日の変更、又は取消があった場合には、次のとおり手数料を徴収することができる。

・検査予定日の当日	手数料の全額
・検査予定日の前日、前々日	手数料の2割
- 世田谷区、横浜市等都市緑地法に基づく緑化地域制度により、条例で完了検査時に緑化検査を要する建築物は手数料を加算することができる。

・手数料の金額	10,000円
---------	---------

別表第4 仮使用認定申請手数料（第5条関係）

（単位：円）

床面積の合計（㎡）	手数料の額/棟 ※1	
	建物の用途等	
	一戸建て住宅（木造に限る）	左記以外
0 ～ 100㎡以内	40,000	60,000
100超 ～ 200㎡以内	53,000	75,000
200超 ～ 300㎡以内	70,000	88,000
300超 ～ 500㎡以内	83,000	96,000
500超 ～ 1,000㎡以内		170,000
1,000超 ～ 2,000㎡以内		220,000
2,000超 ～ 3,000㎡以内		275,000
3,000超 ～ 4,000㎡以内		320,000
4,000超 ～ 5,000㎡以内		360,000
5,000超 ～ 6,000㎡以内		390,000
6,000超 ～ 8,000㎡以内		430,000
8,000超 ～ 10,000㎡以内		480,000
10,000超 ～ 20,000㎡以内		550,000
20,000超 ～ 30,000㎡以内		650,000
30,000超 ～ 40,000㎡以内		750,000
40,000超 ～ 50,000㎡以内		850,000
50,000超 ～ 100,000㎡以内		980,000
100,000超 ～ 200,000㎡以内		1,250,000
200,000超 ～ 300,000㎡以内		1,500,000
300,000超 ～		1,800,000

1、仮使用認定検査において、建築主等の都合により、検査予定日の変更、又は取消があった場合には、次のとおり手数料を徴収することができる。

- ・検査予定日の当日 手数料の全額
- ・検査予定日の前日、前々日 手数料の2割

【消費税について】

- ・確認検査業務料金表の各手数料金額は非課税となります。
（ABN建築物エネルギー消費性能適合性判定業務の関連する手数料を除く）